

埼玉県環境影響評価条例施行規則 新旧対照表

別表第三（第七条関係）		新
<p>対象事業の種類 一〇七（略）</p>	<p>八 ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の設置及びその施設の変更</p>	<p>行 為</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による許可の申請、同法第九条の三第一項の規定による届出又は同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の五第一項の規定による許可の申請</p>		<p>行 為</p>
<p>対象事業の種類 一〇七（略）</p>	<p>八 ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の設置及びその施設の変更</p>	<p>行 為</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による許可の申請、同法第九条の三第一項の規定による届出又は同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の四第一項の規定による許可の申請</p>		<p>行 為</p>
		旧